

「さが国際フェスタ月間」助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人佐賀県国際交流協会（以下「協会」という。）は、県内の民間団体等が「さが国際フェスタ月間」への参加のために要する経費について、予算の範囲内において助成するものとする。

(助成の対象団体)

第2条 助成の対象となる県内の民間団体とは、佐賀県内で国際交流・協力の分野で活動している団体で、次に該当する者の助成申請は除く。

(1) 佐賀県暴力団排除条例第3条 第1号から第4号に定める暴力団及び暴力団関係者等

(2) 過去に民事、又は刑事上の裁判において違法行為を認定された団体、及びこの団体と密接な関係を有する団体並びにそれらの団体関係者

(3) 政治活動又は、宗教活動に関係のある団体及び団体関係者

(4) その他、当協会がフェスタ助成の趣旨に鑑みて参加が不相当と判断する団体及び団体関係者

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる経費及び限度額等は次のとおりとする。

助成対象経費	助成率及び助成限度額
消耗品費、印刷製本費、報償費、交通費、賃借料、保健所申請費	事業実施に要する経費（10/10）で上限を1万円とする。

科目	対 象 経 費
消耗品費	・ 事務用品費 ・ 事業で直接使用する材料費、パネル製作費等 ただし、飲食費及び、食材費は対象外
印刷製本費	・ チラシ、ポスター及びパンフレット等の印刷費 ・ 研修資料やプログラム等の事業実施資料の印刷費
報償費	・ 外部講師や通訳などに対する謝金
交通費	・ 外部講師や通訳などに対する交通費
賃借料	・ 機材のレンタル料
保健所申請費	・ 飲食販売に関する保健所申請費用

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は助成対象としない。

(1) 会員等特定の者のみに寄与すると認められるもの

(2) その他助成対象とするには不適切と協会が判断するもの

(助成金の交付)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別紙様式の「さが国際フェスタ月間」実績報告書を11月末日までに協会に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。